

令和7年度 第1回 橋本市図書館協議会会議録

日時 令和8年1月23日（金） 13:30～15:36

場所 教育文化会館4階 第5展示室

出席委員：7委員

欠席委員：3委員

事務局：教育長、教育部長、生涯学習課長、図書館長、館長補佐

公開状況：公開

傍聴者：1名

次第

1. 開会
2. 委員紹介・出席者紹介
3. 議長・副議長の選出
4. 議事
  - (1) 諮問事項  
橋本市図書館における政党機関誌（紙）の配架の是非について
  - (2) 令和6年度の事業経過及び令和7年度の取り組み状況等について
    - ① 事業報告について
    - ② 利用状況について
  - (3) 令和7年度予算及び令和8年度予算の見込みについて
5. その他

## 1. 開会

**事務局：**皆さんこんにちは。

定刻となりましたので、只今から、令和7年度橋本市図書館協議会を開催させていただきます。

皆さん本日は大変お忙しい中、また寒波厳しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日、議事に入りますまで司会進行ということでさせていただきます、橋本市仁昌堂図書館の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、条例施行規則第13条第8項に基づきまして傍聴人さんが控られておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

では会議に入る前に、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。

配布資料は今日の次第、それから、令和7年度第1回 図書館協議会資料というホッチキス止めの資料、それから最後に、公共図書館の任務と目標ということで、日本図書館協会が出していますものを、配布させていただいております。

それではまず、開会に際しまして〇〇教育長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。

### 教育長挨拶

**教育長：**皆さんこんにちは。

令和7年度橋本市図書館協議会を開催しましたところ、委員の皆様方には、それぞれのご都合はある中、都合つけていただき出席いただきました。

ありがとうございます。

先ほど館長の方からもありましたが、本当に寒さ厳しい。また、長期にわたる寒さが日本を襲っております。そんな中にもかかわらず、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて最近、まち中から本屋さんが、だんだん減ってきてるっていうのはもう皆さんもうここ数年来、すごく感じているところかなと思います。特に和歌山県においてはその減少率が高い部類の地域であります。全国的に見ると、ピーク時の3分の1、もう今は1万軒ぐらいしかないそうですね、日本全体見たときに、それぐらい減ってるようです。

というのもいろんな情報の収集については、もうネットっていうのが、皆さんの主な情報元となってきているっていうことが大きく、影響してきているかなと思います。

このネットっていうのは、私の記憶では、1995年、Windows 95が出たあたりから、ネットっていうのが急激に広まって、30年あまりの中で、このような状況に、なっているかなと思います。

こうやって本屋さんもそうですけれども、図書館についても、そんな中、求められる役割

ってというのは、変わってきつつある、また変わらなければならないかなとそんなふうに思っております。

図書館では、数年来、図書館を使った調べるコンクール、また、様々な講座等を開いたり、読み聞かせ等のイベントも行うなど、情報に触れる機会、また、活用してもらう、そういう機会の創出に努めてきています。

けれども、今の橋本市の図書館の現状を見ると、なかなか限られた活動しかできない状況にはあるのも、それも現実でございます。

そんな中、皆様方には、図書館のあり方、そして、情報に触れてもらう、市民へのサービスの提供のことについて、様々なお立場からご意見をいただきまして、少しでも私たちが取り組んでいる、図書館の運営に、お知恵を貸していただければありがたいと思います。

今日は短い時間になりますけれども、皆様方の活発なご議論をいただく中で、有意義な時間にしていただきますことをお願い申し上げまして、開会にあたっての挨拶をさせていただきます。

本日はどうかよろしく願いいたします。

## **2. 委員紹介・事務局紹介**

<略>

## **3. 議長・副議長選出**

**事務局：**日程 3、議長副議長の選出に移ります。

条例施行規則第 13 条第 2 項に議長、副議長は、委員の互選によるとされております。

いかがいたしましょうか。

### **(事務局に一任の声あり)**

そうしましたらこちらの方から、申し訳ございません。

議長に〇〇委員、それから副議長に〇〇委員にお願いしようと思います。

そのようにさせて頂いてよろしいでしょうか。

### **(異議なしの声あり)**

はい。ありがとうございます。それでは申し訳ありません。

議長席、副議長席にご移動よろしく願いいたします。

#### 4. 議事

(1) 諮問事項 橋本市図書館における政党機関誌（紙）の配架の是非について

**議長：**それでは、議事（1）、諮問事項、橋本市図書館における政党機関誌の配架の是非について、事務局の方から説明をお願いいたします。

**事務局：**はい。諮問に至った経緯等につきましては、私の方からご説明をさせていただきたいと思えます。

先に、通知でお知らせしたとおり、橋本市議会、令和7年12月定例会一般質問におきまして、〇〇議員より「図書館に関する情報提供を」とする質問がございました。

一般質問の内容や、市の答弁内容につきましては、事前にお知らせした通りでございますけれども、公立図書館における政党機関誌の配架につきましては、図書館の自由、それと公平性、中立性の確保という2つの原則の間で、バランスをとることが求められているというふうに考えてございます。

一般質問の中でもあったように、日本図書館協会の示している、公立図書館の任務と目標では、政党機関誌を含む多様な資料収集を推奨する一方、各自治体レベルでは予算であったり、公平性の観点から判断が分かれておきまして、全国的に統一された対応はなされていないというのが現状でございます。

収集する場合は有料の政党機関誌などは、当然予算の問題がありますし、無料となる政党機関誌はいろいろな収集方法でありますとか、開架スペース等の公平性等の問題があると考えております。

政党機関誌を配架してる自治体で多いのが寄贈されたものを配架している例ですとか、パンフレットの機関誌につきましては、持ち帰り自由コーナーに置くなどされている自治体があるというふうに聞いてございます。

このような中で今日は、橋本市図書館における政党機関紙の配架、自由閲覧も含めての是非について委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

まず、日本図書館協会の「公立図書館の任務と目標」の中で示す政党につきましては、明確な定義がされてございません。

一般的な政党とは共通の政治的理念や政策を持つものによって組織され、一定の政治的利益や政策の実現のためのために活動し、政権獲得を目指して結成した政治団体と解されておりますけれども、政党助成法などの法律上の政党、いわゆる国政政党としますと、今説明した政党のうち、所属する国会議員が5人以上いること、または、直近の国政選挙で、全国を通じ2%以上得票を得て、さらに1人以上の国会議員がいることというふうにされてございます。

直近の国政選挙でありました、令和7年7月7月20日投票の参議院選挙後の、法律上

の政党国政政党は、配付資料の1ページ記載している通りですね、11政党という形になります。またこの国政政党の他に、地域政党、いわゆる地方政党とも言いますけれども、東京都の都民ファーストの会であったり、愛知県の減税日本などがあります。

その他に政治団体が多く存在し、その他の政治団体として、総務大臣に届け出分で、これは令和5年末時点で約2800団体あります。

他にですね都道府県の選挙管理委員会の届け出分を含みますと膨大な数、約6万前後あるというふうにさせていただきます。

この状況で、図書館の自由と公平、中立性の確保という2点の原則の観点から考えて、すべての政党機関紙やパンフレットを収集することは現実的に不可能であり、図書館で収集配架するとした場合は、例えば先ほどご説明しました法律上の政党、国政政党とするなど一定の線引が必要ではないかというふうには考えてございます。

またこの国政政党に絞った場合でも、資料にございますように、購読料が必要なものもありますし、無償で配布されているもの、国政政党であってもですね政党機関誌を発行していない政党もございます。

また政党によっては機関紙だけでなく、パンフレットなども多く発行、配布されていることから、何でも配架するわけにはいかないというふうには考えてございます。

このように紙媒体で考えますと、今ご説明したように、配架のスペースの制限、購読料の予算措置の問題があり、公平性・中立性を保つのは非常に難しい状況というふうにはなろうかと思っております。

一方ですね、多くの政党につきましてはインターネットのホームページを持っておりまして、政治的理念や政策などの情報発信を実際行っております。その中で、いわゆる、国政政党に限ってみれば、国の参議院、衆議院のホームページにリンクが張られており、情報を求める利用者がすぐ見ることができる状況でございます。

もちろん購読料の発生する機関誌の閲覧はできませんけれども、公平性・中立性を確保しながら、利用者が求める、そういった政党の情報提供として、図書館に設置してます、ホームページ閲覧用パソコンを利用して、政党の政治的理念でありますとか政策などが記載されている各政党のホームページを案内する、リファレンスサービスも可能というふうには考えてございます。

また一般質問の中にもありましたが選挙時に発行される選挙公報、これにつきましては、今までちょっと最近ですけども選挙管理委員会から、配架閲覧の依頼が図書館になかったこともありまして、実際行ってないのも事実でございましたけれども、次回選挙、直近では今、ちょうど今日は解散というふうなことが言われておりまして、2月8日、投開票予定というふうにされてます衆議院議員の総選挙時にはですね、選挙委員会を通じまして、選挙公報を図書館に配架したいというふうに思っております。

これで諮問に至った理由ということで私からの説明を終了させていただきます。

慎重なご審議をよろしく願います。

**議長：**はい。説明の方が終わりましたので、限られた時間でありますので、ご質問、ご意見等ありましたら、挙手をいただき、マイクを持って発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**委員（〇〇委員）：**かなり微妙で難しい問題かなって思います。

ご存じのように、18歳から選挙年齢の引き下げの形で、高校生が選挙する時代になってきているので、より大事な視点であるということは確かです。私が調べた中では、図書館プロデューサーってどんなことをされてるのかわかりませんが、岡本誠さんという方が、「図書館は民主主義の学校である」と言われています。言いえて妙で、まさにそのとおりかなって思います。

学校現場でも、主権者教育ということで、今一生懸命高校中心にやってくれています。

だからそんな意味からでも、趣旨は非常によくわかりますが、さあ、公平性っていうと、今ご説明のあったような形で、絞り込みが難しいなと思います。もう早速2月8日の選挙を控えてる中で、これはなかなか難しいなと感じました。だからそのヒントになるという意味でのお願いですが、この近隣の市町村の状況を調べていただきたいと思います。

**事務局：**はい。実は一般質問をいただきまして、12月になるんですけども、和歌山県内、橋本市以外の8市、それと近隣の3町、それから和歌山県立図書館につきまして、アンケートというような形でさせていただきました。

結論から言いますと、機関紙を置いておるのは今は県立図書館だけです。あと、新宮市さんにつきましては、過去にしんぶん赤旗と公明新聞を置いておりましたが、これは2紙とも寄贈による配架というふうに聞いてございます。あと、和歌山県立図書館につきましては、3紙です。日本共産党のしんぶん赤旗、公明党の公明新聞、社会民主党の社会新報3紙のみというふうになってございます。

置いてない理由も一応確認をしたんですけども多くの意見が、私が今ちょっと説明した内容で、やはり公平性を保つためには、どうしても網羅的にすべての収集・配架が必要との考えがあった中で、そのためのスペースであったりとか、予算の問題があるので、現在はそういう形で置いてないというようなご回答いただいたところです。

以上です。

**委員（〇〇委員）：**今のに対する質問ですけどね。県の方は、和歌山県が置いてると。機関紙置いてるとさっきおっしゃいましたね。そのうちで置いてるけれども、幾つかだけだという。話ですか。

そういうことなんですね。県はいくつ置いていたのですか。

**事務局：**はい。3紙だけです。他にも、購入できる政党機関誌は資料にあるとおりますが、その中で、しんぶん赤旗と公明新聞と、それから社会新報というふうには伺っています。

**委員（〇〇委員）：**橋本市の図書館では置いていたことはあったのですか。

**事務局：**政党機関紙は過去にも置いていません。

**委員（〇〇委員）：**全般的に置いてないということのようですけれども、お聞きすると私も最近では知らなかったんですけど、議員さんの議論を聞かしていただいたりすると、それは、置くべき、法律的には、見ようと思えば見れるようにしておくべきだということだと聞いてますけど、そうするのが難しいということをおっしゃってるわけですけど、難しいという前に、そういうことが、義務ではないけれど、進められてるっていうか、そういうことが望ましいという形なんかかもしれませんけども、一応そういう、見解がどっかにあるみたいですね。我々考えても、確かにそういう図書館ぐらいにはね、そういう政党の機関紙とか、どの政党が国政政党であって、今こういう政策をしてるんだということがわかるような形で図書館行けば、それはわかるんだというような、体制を取る努力はしたほうがいいと思います。

いろいろ難しいことはこれからどうしたらいいかっていうと、例えば政党に全部、無料で出してくれないかと、こういう条例があるもんで、法律あるもんで、こういうことをそろえたいんだけどどうでしょうかとか、そういうことを打診するとかね、そういうことも含めたり、或いはその置き方についてもいろいろあると思うんですけどね。

フロアについても、そこで、毎日新聞や朝日新聞のように見れるようにするかどうか。そうするのが一番いいんでしょうけども、そうでなければそこに言って見せてくださいって言えば、奥から出してくれると。そういうふうな形でも、いろいろな形があるかもしれませんけれどもそういうふうな、そういう図書館関係とかいうようなもので、奨励されているのであればそういうふうな形を考えていくべきのような気もするんです。

**事務局：**〇〇委員さんの意見のとおり、もちろんそろえれば、全く理想だと思います。

ですから、公立図書館の任務の目標ということで、これが目指すべきっていうようなことを書かれてるものだろうなというふうには理解はしてございますが、先ほども説明したようにそういったスペースであったりとか予算的な問題もあって、委員さんがおっしゃってたそういう利用者の方から、そういう政党の考え方であるとか政策とかないのかっていうことで、職員に問い合わせただけのらであれば、先ほど言いましたようにそのツールっていうのは図書館にありますので、ホームページをご案内して、どこの政党ですかということでお伺いして、こちらをご覧くださいっていうことは、その方の利用者が求めてられる情報にたどり着くお手伝いは今の段階ではできるのかなというふうには思っています。

これから法律がどうなっていくのかわかりませんが法律的には、一般質問であったよ

うに、明確に政党の機関誌を図書館でそろえなさいよっていうことは、書かれてない中で、図書館の自由の中で、選んだらいいんだよっていうことにはなっておるんですけども、その中で、目指すべきべき任務と目標ということの中に、政党機関紙、という形で表現されたのは事実でございますので、そういったことでは今後、考えていくべき内容もあるのかなというふうには理解しております。

**委員（〇〇委員）：** どういうふうに書かれてるんですか。

法律なのか条例なんか、そういう図書館の右へならえというようなものなのか。どういう形でどこに書かれてるんでしたっけ。

**議長：** 公立図書館の任務と目標というところの第3、図書館資料というところで、こういうことが望ましいという書き方であります。

法律ではありません。図書館協会の方でこうした方がいいなあという意味合いのものです。

**委員（〇〇委員）：** 法律じゃなくってこういう任務と目標という形だということですけども、一応これは尊重してやるべきものなんですよ。やはり図書館としてはね。

ですから、義務ではないし、いろいろこれ、いまだ難しいから、ホームページそういう人には、ホームページを見ていただくように、ご案内しますとか、というようなやり方がとおっしゃってましたけども、先ほど教育長さんから、デジタルをどういうふうに取り入れていくかということが課題だという話もありましたけれども、やはり図書館っていうのはそこへ行って、文字でね、紙版で見るとというのがもともとの本来のあるべき姿というか、そういうもんだったわけなので、今までね。

ですから、デジタルを取り入れながらこれからいろんな仕事が変わっていくということは当然、あると思うんですけども、やはり紙版でそろえられるものはそろえていくということは、基本的なものだと思うんですね。

それで、ちょっと参考までに私、ここへ来る前に、二、三日前に、京都府のね、図書館、京都府図書館に行って尋ねてみたんですね。そうしましたらね、やっぱりそこは何ていうんですかね。言えば出しますと、展覧してないけれど、言えば出しますっていうのがいくつかあるんだけど、全体にはまだそろっていませんということで、今、すでにご紹介がありましたようないろんな問題が、無料とか有料とかあるので、なかなか難しいですっていうお話を担当者がしてくれましたけどもね。

だけどその担当者が言うのにはやはりこれは、こういうふうに全国的に、したほうがいいというふうに言われているものなので、やはり京都府としては、今、それを全部、いかにしてそろえられるかというのを検討中です。

間もなく、そういうことはやれるようにしたいと思っておりますというふうにおっしゃって

ました。

ですから、だからこそ、和歌山県は、それと同じように全部やるべきとも思いませんけれども、そういうふうに、各県の中だけではなくて、都道府県どういう知恵を出してるかみんな難しいことは承知、同じようなことに直面してるみたいですけど京都府は担当者が出てきてそういうふうな説明をされました。

そういうふうに、そういうことをやっている段階ですと、いうことですかね。

それで、それはどういう形で見せるのかっていうような、言えば、書庫の中から出してきてくれるという方法で、今そういう方法で二、三のものをやってみたいですけどね。

そういう、まず最新版ぐらいね。月刊とか週刊とか日刊とかいろいろあるので、最新版という形で、どこの党のやつも出せると、いうふうなことができればいいなというふうな、考え方のようでした。そういうふうなことを今検討中だということです。

**議長：**他の方、なにかございますか。

**委員（〇〇委員）：**〇〇です。

これだっていう、右左っていう答えは出ないと思うんですけども、いろんな、今こんな文章見ますと、基本的には、あったらいいっていう部分は思いますが、ただ、図書館サービスっていうサービスにこだわったときに、今利活用の要望等を住民から出ていない点とか、そういうのを考えたときには、これ、例えば置いたところで活用されるのかっていうのは一つ気にはなるところです。

それと、先ほどから出ているような、中立性とか予算とか、もちろんスペースの問題も、ある中で、サービスを考えたときに、そういう部分のニーズがあるならですけど、ちょっとそこも疑問です。

あと1個は活字という利点もあるんですが、活字というデメリットもあって、これだけ政策が変わる中で、政党もいろいろ変わる中で、こういう紙面で一定の期間置いておくことは可能なのかっていうのが、甚だ疑問な部分はあって、それであれば、そのときの、その時期の政策を見るっていうリファレンスで、それぞれの思いを述べているところの方が、まだ変化に対応できるんじゃないのかなと、そういうふうにも思いました。

なので、永遠に今の政治見ていると、政策が続くこともなく、もう今時点で、もう変わってますので、それが紙報で読んだところでその紙報の書いてあることが正しいのかっていうのはきっとわからない時代がやってくれるのかなと、そんな思いますので、ちょっと紙面に頼るのは危険も、情報の正確さという部分で言えば、ちょっと変化に耐えられない部分もあるのかなってそんなことも感じましたので、基本的にはでも、知る権利っていうかそういうのにこたえていくところはサービスとしては大事だと思うんですけど、ただ、今の時点で、じゃ絶対何にも増して予算を使いながら、こうやっていくべきなんかっていう結論にまでちょっと至りにくいんかなって、そういうふうに感じました。

はい。  
以上です。

**議長：**ほかにご意見ございますか。

**委員（〇〇委員）：**〇〇です。

〇〇委員さんの方からお話ありましたけども、今日、公務でこられてない〇〇中学校長会の方ともちょっと話したんですが、法律であかんって決まってない以上は積極的に置いてはいけないとは言えないな。

ただ、ほんまにそれ、そこまで積極的にじゃ置くことに賛成かな、どうかなあって話になったんです。

なんでそのようになったかという、〇〇議員さんから話もありましたように、やっぱりその紙になった段階で、子供らが何かでそれを見るときに、それがすでに正しいのかどうか。というのって多分、ちょっと不安やな。

特に2つの党が合併するんやとか、野党やった方が与党に変わるんやったら、やっぱり方針が全く変わるってことはなくてもうちちょっとやっぱりトーンダウンする部分やったり、強く言う部分があったり、変わったり、するんちゃうかな。

そうなったときには、今、小学校、中学校の子供たちにはタブレットを教育委員会の方から配布していただいてるんです。

そちらの方で、子供たちがもし何か調べものをする事で調べられたら、本当に最新の、状況がわかるのでその方が安心かな。

図書館で調べてきました。わかった。この党はこういうふう考えてるんやあって思ったのに間違いあった、2年前のことやったとなると、ちょっと困るかな。

じゃ、この8万8千円の年間購読料を使って、うちの橋本市図書館のスペースで置くのが、正解かなあって考える時にう〜んどうかなあ。

例えば、市民会館の場所を全部図書館に変えてすごい広い場所図書館になりました。予算も潤沢にありますっていうことで、どんどん新しい紙に入れ替えていくっていうんやったら、古いの絶対置かんようにするってやったらわかるかな。

でも今の状況やったら、厳しいかなぐらいの感じで話をさせていただきました。

以上です。

**議長：**ほかにご意見ございますか。

**委員（〇〇委員）：**予算の件が大分きついなっていうふうに思います。

利用者がやっぱり読みたい本を優先的に置くっていうのがやっぱり公立図書館の目的だと思えますし、利用者さんからこういう要望、議員さんは当然ながら、やっぱりもうちょっと

と政治に関心を持ってもらいたいと思うから、そういう意見をおっしゃられるんだと思いますけど、利用者さんからそういう意見っていうのはございましたでしょうか。

**事務局：**はい。私が知る限り、利用者さんの方から、政党機関誌を見たい。機関紙は無いのかっていうのはありません。

**委員（〇〇委員）：**その予算面とかいうことは確かにこれは無料でないとなかなか大変だと思うんですね。

ただちょっと切り分けておこなきゃいけないと思うのは、選挙のときにはやはり選挙公報というのが、出る訳ですよ。だから、実際に選挙に役立てるためにそういうものを見るというためには、選挙公報、その政党が、さっきからご指摘があったようにコロコロ変わるわけですよ。ですから、現在どういうことで我々今選挙戦うとしてんのかというのは、これはもう選挙広報で参照するというので、これまで図書館に置くというのはなかなか大変なんだろうとは思いますが、資料としてですね、そういう、政党は過去にはこういう綱領でやってたんだというようなことは図書館へ。この党は、こういうことでやってたけど、これとこれとがくっついて、また、違うことを言い出して綱領を作るとか、そういうことを、図書館行けばわかるんだというふうな、そういう資料的な面で、やはり、図書館の役割があるのかなという気はしますけれどもね。

ですからそのへん、確かに、日刊とか、週刊とかそういうものの最新版をそろえるのが、そろえておくのがいいかなっていうさっきは、それができれば一番いいかなと思いますけれども、少なくともその政党の綱領というようなものは、図書館で、移り変わっていたことも調べられるような資料をそろえておくことは必要かなという気はしますね。

**議長：**ほかにご意見ございますか。

**委員（〇〇委員）：**〇〇先生が仰られてることが正論であると思っておりますが、ただ、いろんな委員さんも言われてるように、条件的になかなか難しいかなって思います。というのは去年の地方選挙であったり、いろんな選挙がありましたが、もう一般に言うSNSの世界に移りつつあります。だから、図書館にそういう形で管理しなければならないっていう状況になってないかなっていうのが1つで、それから、それだったら前回の〇〇先生のお話の中で、雑誌の中で、「サイエンス」のようなものを置いたほうがいいのかかなりきつく言われたの覚えています、そんなところへもうちょっと力を入れていただく方がいいのではないのでしょうか。

**議長：**皆様方から、いろいろご意見いただきましたので図書館の方ですね、実際にどういった考え方をされておられるのか、そのあたりを紹介していただけますでしょうか。

**事務局：**はい。ありがとうございます。

私どもの考え方意見としましては、先ほど説明した通りですね。紙ベースでの収集・配架ってというのは、今いろいろご意見あったように公平性の観点からすべてをそろえる、配架は先生言われたように理想だと思っただけですけども、やはり配架場所であったりとか予算的な負担が非常に大きいと考えてございます。

また国政政党だけをそろえてもですね、それ以外の地方政党であったりとか、いろんな政治団体ですとか、政党がございまして、その辺との公平性を保つてというのはなかなか難しいかなというふうに思っています。

なので橋本市図書館としては、公平性の観点からですね、今の時点でなんですけどもどの政党の機関誌につきましても、寄贈も含めて収集配架ってというのは行わずですね、利用者から、そういった情報の入手の要求があった場合は、先ほどご説明しましたように政党の政治的理念や政策などが記載されてます。各政党のホームページを案内したいというふうに考えてございます。

案内方法は先ほどもご説明しましたけども、市にインターネットの端末がございまして、職員がその辺の操作。それから、参議院衆議院のホームページのリンク集から必要となる政党のホームページ閲覧を案内できるのかなというふうに思っています。

その他政党におきましても、そのリンクにはないんですけども、インターネットでの検索はすぐ出てきますので、そういったインターネット端末を利用したレファレンスサービスを行っていききたいというふうに思っています。

ただし、先ほどありましたように、選挙期間中ですね、これについては、この期間中に発行されます選挙公報、これについては確実にですね、選挙管理委員会からいただきまして、配架することで、その時点の候補者の政党であったり、政見を見てもらえるというふうな手だてをしていきたいと、こういうふうに考えてございます。

以上です。

**委員（〇〇委員）：**理科の雑誌をそろえるというお話が出ました。

それはそれはそれで優先的にやっていただければありがたいんですけどね。

やはりこれとは別に、この政治に対する、政治というものを、やはり、みんな関心を持っていなければいけない。図書館もそういうことに貢献しなきゃいけないという点では、どちらも甲乙つけがたい重要な問題であると思うんですね。

それで、おっしゃったように、ホームページを紹介しますと、図書館にはそんなのありません。ホームページお願いしますというふうなことを、あんまり言いすぎると、図書館というものはなんだろうと、いうことにならるんじゃないかという心配をするんですね。

そういう意味で、公立図書館の任務と目標というものを立てられていて、これ、実際読んでないので、内容はわからないのですが、図書館としてはどういう立ち位置で、こういうこ

とを工夫したり、努力していかなきゃいけないということを、書かれてるんだと思うんですけども、やはり、選挙のときというのは、ちょっとややこしいので、選挙公報というのは先ほど言いましたようにその選挙に、私はどの党に入れるかわからんから、ちょっとその図書館に行って、この党はどのような党なんですかって聞かれても、それは、図書館としては正確な回答はできない。そういうふうにはちゃんといえると思うですね。言って当然だとも思うんですね。だって政党がコロコロ変わるわけですから、だからそんなことまで聞いてもらったら困る。

しかし図書館としては、この当時この時点の何年何月に出された最新の綱領としては、こういうものがありますと、いうことぐらいの資料として出せるような体制はしておいたほうがよい。それも、いっぱいあるから全ての政党というわけでもないわけですね。国政政党と定義を言われましたけども、そういうことで、限られた10ぐらいの、或いは10いくつぐらいの政党に関しては、公平に、政党が出しているもの、見つからなければ政党に出してくださいよって、そういうものがあるはずでしょってことを言えば、それらしきものが出してくると思うので、そういうものは図書館では2025年度版はこうであったと、いうぐらいのことは、資料として、持っておられた方がいいんじゃないかなというのが、この公立図書館の任務と目標の趣旨じゃないかなと思いました。そういう、感じはしますがいかがですか。

**事務局：**生涯学習課〇〇です。ありがとうございます。

まず選挙公報というものなんですけどもそれは選挙のときに、こういう政党がこういう候補者を、立てていますっていうのを案内するもの、その党の主張もあると思うんですけども、それについてはもう全国の選挙管理委員会に配られて、市内のですね、そういう主要なところに置くことができるもので、それはもう本当に中身がしっかりしたもので選挙期間中に、皆さんに見ていただくものなのでそれを置くことに関しては、もう全く、何ていうんですかね本当に自然なことだと思うんですけども、例えば新聞で、じゃ何年何月、どういうことを言っていましたかってなると、その何年分間の新聞をずっとこう、保管する必要が当然出てきます。

それが10年なのか、20年なのかってのはわかりませんが、今、そのスペースは、ないというのが一番のうちの図書館の、よその図書館も普通の日刊紙をどれだけの期間保管しているのかっていうのと、同じような話になってきて、その日刊紙、もう最近デジタル化も多分ある程度進んでるかと思うんですけども、それを、ずっと保管し続ける、紙を保管し続けるっていうのは、非常にハードルが高いのかなと思います。

**委員（〇〇委員）：**保管の仕方は、公平に日刊紙のように毎日の分を持ってるとせずに、最新の資料として、毎月1つとか、年に1回とかいうようなことになってもまあ、最低仕方ないのかなという気がしますがけれども。ですから赤旗の新聞を毎日保管して置く必要はないと思うので、どうなんですかね。その政党の綱領というか、そういうものの今年度版とか、

いうものだけでも、整理して置くというのはあってもいいような気もしますが。どうでしょうか。

**議長：**図書館の方で何かご意見、或いは今の件につきまして何かございますか。

**事務局：**はい。今先生おっしゃられたように日刊紙、普通の新聞は、スペースの関係で、2年間は全部保管してございます。

これは当然、利用者の求めも結構ありまして、去年、一昨年 of 新聞を見たいという要求もあって、保管してるっていうのは事実でございます。

保管期間につきましても、結局もう2年で保管場所がなく廃棄しているというのが現状でございます。

なかなかその政党すべてをそろえるっていうのは、お金もそうですけれども、やはり公益性を考えると、なかなか難しいものもございまして、先ほどもお話あったように今の時代、SNSですとかそういったことも発展しましてその政党の歴史とかも、結局は、自分たちで何を調べるかっていうと、そういったインターネットの世界の中で、その時点の政党の枠組みであったりとか考え方っていうのを調べるっていうのが一般的になってきてしまっているのかなというふうには思っております。

なので、果たして、理想はその通りなんですけれども、そしたら実際橋本の図書館を使われる利用者の方がどれほどそういった情報を求められてるのかなっていうところになりますと、私がここへ来てから言えば、1度も無いっていうのは現実ですので、当然あればいいというのは、理想っていうのは、その通りだと思いますけれども、現時点では、なかなか橋本図書館として、和歌山県トップを切ってすべてをそろえていくのかとなるとなかなか難しいというふうには考えてございます。

以上です。

**議長：**いろいろご意見頂いておりますが、今、図書館の方から説明をいただいた内容をですね、ちょっとここで一旦整理をしたいというふうに思います。

今説明のあった図書館の方針を整理をしますと、公平性の観点から、政党機関誌を収集配架、するとすればですね、これはすべての政党のものを収集配架をすることが理想ではあるけれども、図書館の現状を考えると、スペースの制限があったり、財政的な、経費的に負担が大きいというふうなこともあるので、当面、どの政党機関誌も収集配架はしない。利用者からの政党に関わる情報入手の要求があった場合には、レファレンスサービスの1つとして、図書館に設置している利用者用のインターネット端末によって、その政党のホームページ等の閲覧によって、情報を入手できるよう案内する。

というふうなことであったかと思いますが、こういったことでよろしいでしょうかね。

**事務局：**はい。あわせて、選挙期間中については、選挙公報を配架して政見等を見てもらう

というふうに思っております。

**委員（〇〇委員）：**政党と言っちゃいますとね。もう政党は、国政政党や地方政党とかたくさんあって、何とかに規定された国政政党でさえ色々なパターンがあって難しい。現時点ではね。

ですけども、やはり、図書館の役割としてはそういうことも、一つの目標としては、確かに必要と思うので、今後、検討するとかね、いろいろ図書館連絡委員会、この協議会では、ちょっとそこまでなかなか、勉強する機会がないので、図書館長の集まりの中で、そういう情報交換をしながら、いい方法を探って、図書館の任務として、或いは目標としてどういうふうに、再度、持つべきかを検討していくと、そういう意味合いを持たした方が、やはり協議会のまとめとしてはいいんじゃないかと思います。

**議長：**ありがとうございます。

ただ私も一応図書館経験のあるものとして、一言申し上げ申し上げたいと思うんですけども、図書館は、それぞれ、そこに住んでいる住民の生き方を応援する場所だというふうに思っております。

それはいろいろな思想、いろいろな政治団体がありますけれども、そういうものに対しても、自分で意見を持っていけるように、判断できるように、そういう資料をですね、基本的な資料ですけども、そういうものを、できるだけたくさん集めていただいて、本当に図書館が中立だなあというふうなことが、市民の方から見てですね、納得できるような、そういう蔵書構成をしていっていただくことによって、今、議論されているような問題についても、それぞれの市民がいろいろな判断ができるというふうな力を持ってくるのではないかと、いうふうに思いますので、その方向を、どうぞまた、今までずっと追求されてこられた方向だと思いますけれども。そこをまた、力強くしていっていただけたらなというふうに思っております。

**事務局：**今〇〇委員さんの方からご指摘ありましたように、当然この議題につきましては、先に報告したように県内のすべての市、それから県立図書館と情報の共有をしアンケートをとったところでございます。

当然、この今日の協議会の結果、それからアンケート結果を集約したものを、フィードバックし皆さんのところに報告するという運びになってございます。

その中でまた県の図書館協会がありますので、その中で、また議論になってこようかと思えます。共通の議題として、今後、県内に留まりますけどもその中で、いわゆる政党機関紙の扱いどうしていくのかということについては、ある程度、議論が進むのかなというふうには思っております。

またその節につきましては、ご報告もをさせていただけるのかなというふうに思っ

すので、どうぞよろしくお願いいたします。

**委員（〇〇委員）：**〇〇さんもおっしゃってましたが、公立図書館の任務と目標の、5 ページ目にある図書館資料3 図書館資料の中段、「図書館は、全国紙、地方紙、政党機関紙の他、を備える」とはっきり定義しているわけなので、公立図書館の任務として置かざるを得ないと思います。

それでこう述べている以上、県内での話をされたけれども、全国的なことで、多分、これの文言があるってことは、どの市町村も都道府県も悩んでいると思います。

だから風穴を開ける意味で、質問された議員さんが言われてることっていうのは、非常に大事なことであるということ認識しながら、今後やっぱり検討していく必要があると思います。

本当にその方向で行かない限りは、図書館の役割を果たせてないかなって思いがあります。今すぐにはちょっと難しいと思いますが。

**教育長：**私、開会の挨拶で、少しネットの話触れさしてもらったんですけども、今皆様のご意見聞かしてもらって、ちょっと話が挨拶、開会にあたっての話が長くなるので、ちょっとカットしたところあるんですね、そこを話しさしてもらいます。

ネット中心になってくると、今、フィルターバブルっていう言葉をいろんなところで聞くと思うんですけども、やっぱり自分が求めているものは見るけれども、求めているものの周りにはあるものは、この中にはあまり出てこないんですね。

で、いろんな物事を考える上で大事なことは、自分が考えてることを、理論立てて話するように構成していく、そんなときには自分が求めていることだけでもええんかわかんねんけども、やっぱりいろんな視野を広げていく、考えを深めていくためにはその周りにあるものっていうのもやっぱり知った上でやってかなあかん。

そこで、本屋さんというのは、いろんな本が並んでいます。で、本屋がなくなってきている。だから図書館のあり方考えていかなあかんということでもう簡単に済ませたんですけども、本屋さん行くと自分が求めているものだけを、見に行くのではなくて行ったときに、隣に置いてある本が気になることがあったりしますよね。

そのことによって、思いがけない発見があったり、気づきがあったり、していく、そういったところの価値っていうのもある。

だから、公立の図書館ってのはそういう面もあるんですね。

ですから、いろんな状況はあるにしろやっぱりこういった考え方っていうのはそこにあるってことは、私自身は持つておかないといけないことかなって思っています。けども、現にそれが実現できる状況にあるかどうかっていうこと等はまた別に、今そういうような議論していただいたので、私もそこは本当にそう思っておるところです。

そういったことを表現する言葉は、言いにくいんですが、セレンディピティっていうそう

です。

私、いろんなことを調べてる中でこのことが出てきたんですけれどもそれは、思いがけない発見とか、偶然の幸福っていう、そういうものを、やっぱり大事にしていく必要があるだということ、いろんなことを今回のことを調べていく中で、私自身も改めて気づいたことです。

やっばこう、豊かに生活していくっていうことのためにやっばこう、図書館のあるべき、先ほど、議長さん言われた、図書館は生き方を応援する場所である。

応援の仕方っていうのは、いろんな形の応援があると思うので、可能性をいっぱい秘めた図書館であるということも大事。

一方で、先ほどから皆さんがいただいた意見というのも、しっかり加味した上で、どうやっていくべきかっていうところについては、考えていきたいとそんなふうに思います。

**議長：**ほかよろしいでしょうか。

それでは、図書館として、答申案として、こんなふうにといいうふうなことで申し上げます。

今回諮問のあった、橋本市図書館における政党機関誌の配架の是非については、公平性の観点から、政党機関誌を配架するのであれば、すべての機関誌を収集するのが理想と考えるが、図書館の現状を考えると、紙ベースでの収集・配架については、スペースの制限や、財政的な制限などもある。

このような制限の中で、公平性の観点から、政党機関誌については、寄贈も含め、収集・配架は行わない。

利用者から政党に係る情報入手要求に対しては、図書館に設置しているインターネット端末を利用したレファレンスサービスを行う。

また、選挙期間中に発行される選挙広報は、選挙管理委員会を通じ、収集・配架し政党の情報提供を行うことが、現時点では妥当ではないだろうか。

如何でしょうか。

**委員（〇〇委員）：**大丈夫ですけれど、今後検討を継続するという文言を入れていただきたらと思います。

**議長：**はい。他にご意見ございませんでしょうか。

たくさんご意見をいただきました本当にありがとうございます。

随分充実した話し合いになったように思います。

今申しあげました、答申の案に加えまして、今後、政党機関誌等の問題について、さらに検討を続けていくというふうな文言を追加をいたしまして、答申案とさせていただきますということよろしいでしょうか。

細かい文言につきましては、私ども議長副議長を含めまして、ちょっとまた検討させていただいた上で、作成するというご了解をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

**(各委員了承)**

はい。どうもありがとうございました。

それでは議事の(1)については、以上させていただきます。

議事2の方に移っていきたいと思います。

令和6年の事業計画及び令和7年度の取り組み状況について事務局より説明をお願いいたします。

**事務局：**はい。私〇〇より、お話しさせていただきます。

まず資料の、3ページ、資料1というのをご覧ください。

図書館主催行事開催状況というのを書かせていただいております。

まず、読み聞かせ会なんですけれども、昨年度読み聞かせボランティアの説明会を年に2回行いまして、その成果もあって、今年度より4名、新しいボランティアさん入ってくれています。

また今年度もすでに2回やりまして、今またその倍に増えて8名の方が、参加意思をもって毎週見学に来てくれています。

ですので来年春からはまた、この8名、もしくは7、8名。

1名になるかもしれませんけれども、入っていただけるのではないかと見ております。

ボランティアさんたちからの要望もありまして、11月に読み聞かせの講座も行いました。皆さん、やっぱり参加していただきまして、前向きな意見をたくさんちょうだいできました。やはりボランティア募集説明会っていうのは、これからも引き続き開催していきたいと思えます。

市民の皆さんに参加していただいて、みんなで作っていける図書館になればいいなと思っております。

近代文学と源氏物語なんですけれども、ちょっと講師先生が高齢ということもあって、この1月から体調不良で休校しております。

再開は今のところいつになるかわかりませんが、今後相談の上、また開催できるかどうかということになって参ります。

もしそうなるとうちまた新たな方法も見つけていけないといけませんので、また、ご報告や相談させていただきたいと思えます。

ストーリーテリングなんですけれどもこちらちょっとやはりハードルが高いのか、ボランティアさんが年々減ってきておりまして、回数も減っております。

ちょっとやはり図書館員である私達もそこら辺は勉強してやっていかないといけないのかなあというのちょっと今せっぱ詰まって感じてきております。

図書館講座に関しまして、今年度は2回執り行うことができました。

で、今年から講師先生の謝金も少しですがお支払いできるようになりましたので、選択肢というか、広がったのかなあと思っております。

来年度も、今のところ4月と10月すでに2回開催は決まっております。なるべく偏りのないような、科学的なものもあればちょっと文学的なものも充実していけたらなあとは考えております。

そして、調べる学習コンクール。今年も、橋本市から推薦しまして橋本市の大会で最優秀賞とりました、この高野口小学校のことについて書かれた。「私たちの高野口小学校」という作品があるんですけども、こちら全国大会で奨励賞を受賞いたしました。

もう本当に大学生が書いたような論文ではないのかと思うぐらい、素晴らしい内容になっております。

毎年何らかの賞を取れているので本当にこれはこれからもずっと続けていきたいなと思っております。

反しましてちょっと苦戦しておりますのがビブリオバトル中・高生大会です。

年々ちょっと厳しくなっております今年はどうとう発表希望者が1人だけでした。

バトルにはできなかったので、発表会という形で、高校生の男の子だったんですけどもきてもらいまして、発表会して、それで県大会にも行っていただきました。

ただその中でも本当にやるよ、出ますよって言ってくれた学生さんにはとても感謝しています。

これからちょっとこのやり方、広報の仕方、いろいろ考えていかないといけないのかなあと、思っています。

またお知恵をいろいろいただけたらと思います。

次、4ページの資料2に参りたいと思います。

貸出冊数が増加しております。

学校司書さんが本当に毎週何回も、何人も来てくれて、それぞれの学校の団体貸し出しの本を選んでくれています。

それをダンボールに幾つも詰めてブッキー号で、その学校に行くときに持っていくというような動きでやっております。

それだけの本が出たら、やっぱりそれだけ返ってきますので、ちょっと本当に職員が足りなくなってきたりとか、このところ夏はものすごく暑いですし冬も寒いので、今ブッキー担当が1人なんです。

だからちょっとそこら辺も、職員をまわしてはやってるんですけども人員不足を常々感じております。

次は5ページの、資料3をご覧ください。

年間除籍本っていうのが、昨年度どんと増えております。

毎年、それほどではないんですけども、前年度、館内整備の際に、もう内容が古くなった分、黄ばみの激しい本とか、あとは、破損汚損の激しい本をすべて除籍いたしました。

なので数がちょっと増えてるんですけども、本当にもう、今の学校で教えてることにそぐわない本、多様性のあり方だとか、そういうことに真逆のことが書かれていたりするので、できたら昔はこういうふうやったんやっていうことで、置いておいてもいいのかなと思っただんですけども、やはり置いておく場所がございません。

それでちょっと泣く泣く除籍させていただきました。

で、反対に郷土資料なんですけれどもあまり増えてこないの、今まで冊子扱いというか所蔵に入れてなかったものも、少しずつ、所蔵しております、今年度は今 260 冊ぐらい所蔵に入れてます。

よその図書館では入ってるんですけどもうちでは所蔵に入れてなかったもの。今も所属データに入れて、ポチポチですがやっています。

除籍本に関しまして、今年度、7 年度は現時点では 125 冊だけにとどまっています。

なるべく除籍が一番悲しい作業なのでやりたくないなと思っております。

その他なんですけれども、今後の報告事項です。来月 2 月 2 日から、16 日の月曜日まで蔵書点検させていただきます。

ちょっと昨年度、除籍した方が多かったので、全体の冊数は減っているかと思っておりますけれども全員で頑張っようと思っております。

ありがとうございます。

**議長：**内容について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、なければ、その他で、何かご意見等ございますか？。

**事務局：**すいません。まだ予算がありますので、はい。

議事の 3、令和 7 年度予算及び令和 8 年度予算の見込みということで、私の方からご説明させていただきます。

資料 7 ページをご覧ください。

昨年の協議会でも委員さんの方からご指摘がありました通り、令和 7 年度予算はもうほぼ、執行が済んでいる状況ですので、今回は、令和 7 年度の主な支出状況の説明と、令和 8 年度の予算要求の中で、特に前年と変わる部分についてご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、令和 7 年度予算執行で言いますと、昨年度と比べ昨年度もちょっとお話させていただいたんですけども、備品購入費ですね、いわゆる図書購入費、こちらの方がですね、6 年度と比べて 200 万円増加してございますけれども、これはご説明した通り利用者の方から橋本市図書館の図書購入費として、一昨年、10 月ですかね、200 万円のご寄附をいた

だいてその分を、7年度予算に200万を上乗せして、970万計上して、今現在、順次、図書をふやしておるといふことでございます。

ですので昨年度を除籍した部分については、かなりこれで補っていつているような状況でございます。

あと、大きなところで言いますと使用料及び委託料の機械等借上料が6年度に比べまして、170万ほど、増えてございますけれども、これも昨年度ちょっとお話した通りですけれども、現在運用してあります図書館システムの機器更新、いわゆるウィンドウズ10のサポート切れに伴って昨年の10月から、新しく1週間ほど閉館をしまして、機器を入れ替えて運用をしているということでございます。

来年度の大きい違いはそういったところです。

次に来年度ですね、令和7年度予算については、3月の市議会で、予算案として提出することになりますけれども、特に大きく変わるようなところだけご説明をさせていただきます。

まず移動図書館、先ほどちょっと話が出てあったと思うんですが、かなり古くなってございます。

現在の車両が2007年、平成19年4月に登録された車両して、もうすぐ18年を迎えるということですからかなり老朽化が進んでおりまして、毎年いろんな故障が発生している状況となっております。

このため今回ですね、宝くじ助成を受けて何とか新しい車両を購入したいというふうに考えておりまして、今現在宝くじの助成の申請という形で、採択待ちになってございます。順番でいくので多分大丈夫だろうとは言われておるんですけども、一応3月に内示がありまして、これが採択されますと最大1000万の助成がありますので、その助成が決まりましたら、一応6月補正、6月議会のほうで計上をして、令和8年度中ですね、来年の2月か3月ぐらいには、納車というふうな計画を持っております。

ただしこれは決定を受けてませんので、また確実なものではございません。

なので、そういう、方法を考えておるんやなということだけお聞きいただきまして、駄目やってもおしかりのないようによろしくお願ひしたいと思います。

あと、現在図書館内にWi-Fiサービスを使えるようにはしてございますけれども、この設備もですね、県の補助を受けて、平成28年度より、いわゆる和歌山フリーWi-Fiという形で運用をしてございましたが、今回、NTTの方からですね、3月末でもう終了するという形で使えなくなるという通告が来まして。

図書館としましては、やはり利用者の方に、先ほどもいろいろ議論あったように今インターネットの時代でございます。なので館内の中で少しでもそういうWi-Fiの環境を続けていきたい、良くしたいということで、今までNTTはほんの簡単な、つなぐ台数も少なくなってますし、1回15分で切れちゃうというような状況でございましたので、これを引き続き新しい機器で充実して、常時接続をできるような形で考えてございますので、またで

きましたらご利用いただければなというふうに思っています。

令和8年度の予算規模につきましては、移動図書館の購入費を除けば、令和7年の予算と、同等というふうには考えてございますけれども、移動図書館の現車両と同規模の分については3000万円ぐらいの予算が必要かなというふうに考えてございます。

簡単ですけれども、令和7年度予算の執行状況と、8年度の予算の見込みということで、簡単にご説明をさせていただきました。

以上です。

**議長：**ご意見等ございましたら・・・特にございませんか？

今の件については、どなたもご意見ないようですので、はい、〇〇委員。

**委員（〇〇委員）：**この図書館協議会の開催が昨年度と同じ1月のこの時期なんですけど、もうすぐ2月議会が始まろうとしているこの時期はどうかと思います。私も令和元年あたりから関わらせてもらっていますが、あの当時は、9月に1回、3月に1回、実施していたっていて、コロナがあったのでやむを得ないところがありましたが、ちょっと時期を考えてもらいたいと思います。複数回となるとなかなか準備等で大変だと思いますので、1回でも結構ですが、年度末に近い1月は変えてもらいたいと思います。というのも、いろんな要望というか、先ほどの〇〇先生の「サイエンス」じゃないんですが、要望を出してもそれを次に反映されていないのが実情です。

次に、前回貸し出し規則改正の話させてもらっていましたが、今実施している30冊、1か月以内というのが規定のままです。最近頻繁に利用させてもらっていますが、新刊書で非常に人気の高いものだと、1年待っても予約番号が2、30番ぐらいで借りられません。他の市町村を調べてみると、大体が2週間で5冊であったり10冊であったりしています。

ただ、絵本や集団読書や紙芝居などのように、たくさん持って帰って家でお母さん、お父さんが一生懸命読み聞かせをやってくれてる場合があります。その場合は別だと思います。

一般図書で一度に30冊も借りて読み切れるかなあって思います。私は大体2、3冊ぐらい貸してもらっていますが、大体2週間で返させていただいています。

一度真剣にそのことをご討議いただき、貸し出し規則を改正してもらいたいと思います。改正手続きになると、令和8年度のどこかで審議いただくことになると思いますので、併せてこの会の開催時期もご検討ください。

**事務局：**はい。すいません。

昨年度も確かに、お聞きしました。

前もちょっとお話いただいて、県の図書館協会の中でもいろいろ意見を聞いて、確かに橋本市は県内で一番長くて多いという事実はございます。

期間については、先ほど委員さんにもちょっと、そこでね、お話ししたんですけども、移動

図書館ブッキーの巡回のピッチっていうんですか、間隔がひと月に1回そのステーションへ行くっていう、1つがあるので、そこでは1月間借りれるのに図書館では、2週間かよってというような、矛盾があるので、ひと月に合わしてるというふうには僕の中では思っております。

これを解決するために、ブッキーがもっと行けよっていう話にはなるんですけども、物理的にも、人的にも予算的にも、なかなか難しいという問題がございますので、冊数については、ある程度、何らかの形で解決に向かう必要もあるのかなあと個人的には思うんですけども、実際借りられる方、先ほどあったように、絵本であったりとかっていうのは、もうご家族でこられて、子どもが一生懸命集めて、30冊までやって返させてるような現状である中で、これを15冊10冊になったときに、しばらくはあれかなというふうには思っておりますので、その辺はいただいた意見として、中で検討はしていきたいというふうには考えてございますので、はい。よろしく願いいたします。

**委員（〇〇委員）：**事前にいろいろ調べてありますが、県内の他の郡市では例外規定をつけています。

だから、ブッキー号の話はそのとおりだなと思いますが、それで回数をふやせというよりは逆にそういうところは除くという形にしたらどうですか。ちょっとブッキーがあるから難しいといわれても腑に落ちません。

住民サービスっていうことを念頭に置いて考えてみてください。いただいている資料を見ても貸し出しの回転率が低いと思いますので、「図書館を利用しよう」と思っても「また借りられてるわ、やめとこ」ということにならないようにしてください。ぜひ検討してみてください。よろしく願いします。

**議長：**その他何かご意見、はい。

**事務局：**報告という形で、2点ばかりさせていただきます。

1点目がですね文書なんかでも見ていただいているかと思うんですけども、いつも間にか橋本市仁昌堂図書館というふうになってございます。

これは橋本市が令和3年度から取り組んでおりますネーミングライツ。いわゆる市の施設・事業の持続可能な運営及び新たな財源確保のためということで、施設や事業に企業名を付した愛称権という取り組みでありまして、残念ながら橋本市図書館の方にも、今ついでる株式会社仁昌堂の方から応募がありまして、令和7年4月1日から5年間ということで、令和12年3月31日までの契約締結を行ってございます。

愛称は今言いましたように橋本市仁昌堂図書館で、命名権料が年間税込み55万円。5年間で総額275万円の収入があると。で、図書館のインセンティブということで最大50%の予算上乘せがあるというふうに聞いてございます。

本来であれば、昨年のこの協議会でお話をさせていただければよかったんですけどもその時点でまた契約に至っておりませんで、3月に記者発表ということを抑えておりましたので、残念ながらそういうふうにはちょっとお話できればよかったんですけども、今日の報告となりましたことを、何卒ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

あともう1点、橋本市新庁舎整備基本構想素案という形で、現在、市の庁舎が築60年でこの建物が築50年以上経過ということで、かなり老朽化が激しいです。

図書館も見ていただいた通り、ガラスもかなり割れてる部分もあって直してくれてない、雨漏りも激しいといった状況になっておまして、これを建て替えるということで、現在橋本市新庁舎整備基本構想素案のパブリックコメント、これが2月20日までですけども、実施しております。

この中で図書館も当然、対象になっておるんですけども、構想の素案では、現状の課題ですとか、将来の市民ニーズ、社会的要求を念頭に、望ましい新庁舎のあり方を目指す方向性を整備するということまでなんです。

ですので、図書館がどうなるかっていうのは一切書かれてはないんですけども、ただ、新庁舎の建設場所候補案として、ここの現庁舎敷地、北馬場の運動公園いわゆる野球場を作るって言うところですね。それと橋本市のまちづくりの観点から、参考候補地として、橋本駅前が挙げられてございます。

この駅前については市長がもう議会の中で、図書館を持っていけたらなというような発言もあったのは事実でございます。

その中で今後のスケジュールとしては、次年度、令和8年度ですね、令和8年度に策定される橋本市新庁舎総合基本計画、この中で整備期間を設定すると、いうふうに書かれておりますので、そしたら図書館はどこ行って、いつごろできるかっていうのはまだまだこれからなんですけれども、このことからですね、図書館の移転時期や移転先の方向性が見えたら、当然、協議会の皆さんにもご意見を聞く機会をいただくというふうなことを考えてございますので、できましたら、皆さん、このまま引き続き、この今のメンバーは、今年度末までになってますけれども、引き続きお受けいただいたら、非常にありがたいなあと、お願ひも兼ねまして、報告をさせていただきます。以上です。

**委員（〇〇委員）：**はい。

新しい図書館できるっていうの朗報です。非常にうれしいですね。

そのときには、書架、広い書架をどうかよろしくお願ひしたいなっていうのが1点と、それから、最初言われたこのタイトルにも仁昌堂図書館っていうのをに入れてくれてますけど、規約改正のところでも別に載せる必要はないか？

**事務局：**ないです。

**委員（〇〇委員）：**図書館の新設、そういうのを考えておられてていいと思うんですね。その時にですね、なんかテレビで見たのか新聞で読んだのか、図書館と一緒に、別のことを楽しめるようなものと一緒にすると、結構図書館にみんなが集まりやすいという傾向があるらしいですね。

確かにそういうことはいいことだと思うので、例えば子供の遊ぶ施設を併用とか、図書館に来やすいものとしてどういう施設がいいのかということも含めて、そういう観点から考えられた方が、せっかく新しくできるんですしたらそういうことも、考えられた方がいいと思います。

**議長：**他に何かございませんか？

なければ私の方からよろしいでしょうか。

ネーミングライツパートナーについてなんですけれども、公立の図書館でしかも、中立、公平を謳っている図書館がですね、私企業の名前を図書館の名前とするということについてですね、私は非常に違和感を感じております。

市民の1人としましてもですね、図書館が中立だと言ってきたのに、これで本当に中立が守れると思うのか、本当にこれが中立だと、公にいえるんだろうかというふうなことで強い疑問を持っております。

それが5年間続くということについても非常に悲しい思いをしております。

是非とも早くこの名称を解消していただいて、橋本市図書館という名称に戻していただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**事務局：**ありがとうございます。

本当に、本来ネーミングライツ通の話が出た時点で、協議会の意見を伺うというのは、本筋やったのかなということでは非常に反省をしております。

ですので、5年後に更新時期があるのですけれども、今議長がおっしゃられた意見という形で、図書館協議会の委員さんの方からありましたということは、伝えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

**事務局（教育部長）：**ちょっと事務局で申し上げにくい立場なんですけども、橋本市の公共施設で、このネーミングライツの募集の対象になるという、いわゆる市内の会議で私がそのうちの1検討会のメンバーに入っておりました。

なおかつ、応募があつてから、審査適正かどうかというのも入っておりました。当然なんですけど、このネーミングライツにつきましては、ギャンブルのような名称とかがって不適切なんですけども、今回は市内の業者さんで、図書館のことを応援していただけるというような趣旨もありましたので、私としては、反対せずにといいますか、そこはさせてもらえなかったんですけど、今お聞かせいただいて、機会があれば、どういう立場にいるかわかりま

せんけども、いろいろご意見させてもらいたいなと思います。

**委員（〇〇委員）：**入札はされたんですか。

**事務局：**はい。

一応公募という形になりまして、この図書館について、手を挙げられた方がこの1社だけでした。

その業者が、事前にうちの示す値段で、入札したというような状況になっております。

**委員（〇〇委員）：**どういう会社、元々その会社っていうのは？

**事務局：**ここの仁昌堂さんというのはもともと橋本駅前の大谷薬局さん。これの昔の屋号が仁昌堂というふうに聞いてございます。

事業展開としましては、薬局事業の大谷薬局さん、それから、介護保険事業として、住宅型有料老人ホームごもうのいえの運営もされてます。あとホテル事業ということで、仁昌堂ホテル、これは橋本の駅前にあるんですけれども、ただこれ、一軒家のホテルで最大4人まで、1部屋貸しという事業としておられてます。以上です。

**議長：**他にご意見、ご質問等ございませんか。

なければ、本日の日程これで終了とさせていただきます。

皆様方のご協力により、無事議事を終了することができましたことを、お礼を申し上げます。

ありがとうございました。それでは、マイクを事務局の方にお返しいたします。

**事務局：**はい。

今日は、予定した時間よりかなり長くなりまして申しわけございませんでした。

長時間にわたりまして、非常に活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

今日いただきました答申ですとか、他に出了た意見を参考にしまして、よりよき橋本市の図書館にしたいというふうに思っております。

それでは閉会にあたりまして、〇〇副議長よりご挨拶をいただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

**副議長：**あまり大したことは言えませんが、限りある予算と限りある場所の広さの中で、市民のいろんなたくさんの要望あると思いますが、市民によりそう図書館を目指していただきたいと思います。今日はありがとうございました。

**事務局**：はい。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度橋本市図書館協議会を終了させていただきます。

長時間どうもありがとうございました。

今後ともよろしく願いたします。

15時36分閉会